

## 納期の特例について

給与等の支払いを受ける人(春日井市在住を問わず)の数が常時10人未満である市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者は、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額納期の特例に関する申請書」を提出することにより、給与等の支払いの際に徴収した市民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額を、次に掲げる期日までに納入することができます。

※常時10人未満とは、平常の状態において10人に満たないということであって、多忙な時期に臨時に雇い入れた人等は除きます。

6月分から1月分

・・・11月分(12月10日納期限分)の納入書で6か月分の合計額を納入してください。

12月分から翌年5月分

・・・翌年5月分(6月10日納期限分)の納入書で6か月分の合計額を納入してください。

### 留意点

- 1 納期の特例に係る申請をされても、**滞納や著しい納入遅延がある場合は承認されない事があります**。また、**承認を受けても滞納や納入遅延があると、この特例を取り消すことがあります**。
- 2 納期の特例の承認後、給与の支払いを受ける人の数が条件の限度を超えた場合は、「市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額納期の特例を欠いた場合の届出書」をご記入の上、提出してください。
- 3 納期の特例が承認された場合でも、退職等の異動があったときは、「給与所得者異動届出書」を、給与の支払いを受けないこととなった事由が発生した日の属する月の翌月10日までに必ず提出してください。

◎納期の特例が承認された場合は、承認後の納入書をお送りいたします。